

(1) 景観形成基準

当該地区の景観形成基準では、「良好な景観形成のための必須基準」と「より良い景観形成のための推奨基準」の2つの基準を設けています。市民、事業者、行政のそれぞれが、これらに積極的・継続的に取り組むことにより、地域全体の町並みの調和を図っていきます。

なお、「良好な景観形成のための必須基準」については、必ず守っていただきたいルールとし、「より良い景観形成のための推奨基準」については、出来る限り守っていただきたいルールとしています。

<h3>良好な景観形成のための必須基準</h3> <p>必ず守っていただくルールです。</p> <p>必須のルール</p> <p>地域の町並みの調和を図るために必須基準を定めています。</p>	<h3>より良い景観形成のための推奨基準</h3> <p>できるだけ守っていただきたいルールです。</p> <p>推奨のルール</p> <p>より良い景観をつくり育てていくための推奨基準を定めています。</p>
---	--

■ 良好な景観形成のための必須基準 ※必ず守っていただくルールです。

		景観形成基準	
建築物の 建築等	位置・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ●山並みや景観資源への眺望を損なわないように、建築物の高さは 10m 以下とする。 ●道路から建物までの距離は、生垣や柵等が設置できるようにする。 	
	外観	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ●屋根形状は勾配屋根（2/10～6/10）とする。 ●店舗や事務所の外観は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
		色彩 材料	<ul style="list-style-type: none"> ●建物の外観は、「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とし、3色程度を目安とする。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 ●色彩は、妙見宮の門前町としてふさわしいものにする。
建築物以 外の建設 等	塀 柵 等	<ul style="list-style-type: none"> ●可視部分の高さが 50cm 以上のブロック塀は設置しない。 ●柵はこげ茶色（ダークブラウン）もしくは黒とし、艶消しを行う。ただし、自然素材を使用する場合で素材本来がもつ色彩によって仕上げられる部分はこの限りでない。 	
	その他の 工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●室外機や屋上の設備機器などは、原則、道路より望見できる部分に露出しないように努める。やむを得ず露出する場合には、木製・竹製・擬木の柵やパネル等で覆う。 ●店舗・事務所等の屋外広告物（看板）は、そのベース色を自然素材の持つ風合いを生かしたもの、又は「白・黒・茶・灰色」これに近い落ち着いた色を基調とする。暖簾は、和の色（原色を避ける）を使用する。 ●自動販売機の色はこげ茶色（ダークブラウン）とする。 ●鉄塔、アンテナ、電柱、カーブミラー、バス停等の工作物の設置数は必要最小限とし、通りの開けた眺望及び山なみへの眺望を阻害しないような設置箇所、高さとする。また、周辺の景観に調和するような形態意匠とし、色はこげ茶色（ダークブラウン）を基本とする。 ●地上式太陽光発電設備（ソーラーパネル）は設置しない。 ●現代風な電飾や映像等による広告の掲出はしない。 ●店舗・事務所等に設置するのぼり旗は、常設・仮設を問わず 1 基までとする。 ●霊符神社からの眺望に支障があるものは設置しない。 	
土地の 区画形質 の変更	土地の形状 及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ●造成は必要最小限とし、既存の地形や地勢を著しく変更しないように努める。 	

※ 以下のような場合については、景観審議会や景観アドバイザーから意見を聴いたうえで、景観形成基準を適用しないことができる。

- 寺社や歴史的建造物など、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- 公共あるいは公共性が高く、機能上、景観形成基準の適用が困難であるもの。

■より良い景観形成のための推奨基準 ※できるだけ守っていただきたいルールです。

			景観形成基準
建築物の建築等	外観	色彩材料	●外壁材には漆喰もしくは板張を使用するよう努める。
建築物以外の建設等	塀柵等	位置高さ	●道路に面した部分に門・塀・柵・生垣等を設置し、町並みの壁面線や生垣等との連続性を保つ。
		形態色彩材料	<ul style="list-style-type: none"> ●ブロック塀を設置する場合は、その表面を自然素材・自然素材調のもの（自然石・漆喰等）、もしくは左官仕上げとし、色彩は落ち着いたものとする。 ●生垣を設ける場合は、透過の少ない種を選定し、相互に葉が触れ合う程度に列植するよう努める。 ●塀・柵等を設置する場合は主要材料に自然素材を使用するよう努める。 ●ガレージ及びカーポートを設ける場合は、その形態意匠と外構部の素材に留意し、外壁及び町並みに調和するように努める。 ●シャッターは原則として用いないよう努め、やむを得ず設ける場合には町並みに調和した色彩及び加工を行うように努める。
	その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> ●各敷地の開口部に手水鉢を設ける等して、水を取り入れた町並みとなるよう努める。 ●ハレの日（11月・正月・祭りの前後）には妙見祭の提灯、のぼり旗を積極的に設置し、その掲揚台や支柱、電気設備の設置に努める。 ●各敷地内において道路から望見できる場所に樹高3m以上かそれを見込めるシンボルツリーを植樹するよう努める。 ●敷地内の植栽、シンボルツリー、建築物をライトアップするための照明施設を設置するよう努める。 	
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	●行為後に段差が生じる場合は、石垣等により周辺の景観になじむようにする。	
	樹木の伐採	●町内住民の理解において、地域の景観に重要な樹木と判断された場合には、樹木の保護に努める。	
	夜間照明	●玄関灯など夜間の屋外照明は、照明の方法や光源の配置などを工夫し、落ち着いた雰囲気を出すように努める。	